

奨学金の返還について

1 返還方法

(1) 返還期間

奨学金の全額について、最終貸与年の翌年の10月1日から3年以内に返還します。ただし、奨学金規程第13条により奨学生の身分を喪失した場合は、事由発生月の翌々月から返還を開始します。

奨学金振込月	返還期間
平成21年7月のみ	22年11月1日から返還開始、25年10月31日までに返還終了
平成21年7月・22年7月	23年10月1日から返還開始、26年9月30日までに返還終了
平成22年7月のみ	
平成22年7月・23年7月	24年10月1日から返還開始、27年9月30日までに返還終了
平成23年7月のみ	
平成23年7月・24年7月	25年10月1日から返還開始、28年9月30日までに返還終了
平成24年7月のみ	
平成24年7月・25年7月	26年10月1日から返還開始、29年9月30日までに返還終了
平成25年7月のみ	

(2) 返還金額の設定方法

月賦、半年賦、月賦・半年賦併用の3種類があります。

月 賦 奨学金貸与金額を返還希望回数（最長36回）で割った金額が返還金額になります。毎月均等額での返還が基本ですので、割り切れない場合は端数金額を初回で調整します。最長の返還回数の36回を選択した場合、毎月の最低金額は、奨学金の総額が36万円の場合は1万円、72万円の場合は2万円になります。

半年賦 半年賦の適用月は毎年2月及び8月の2回です。奨学金貸与金額を返還希望回数（最長6回）で割った金額が返還金額になります。毎回均等額での返還が基本ですので、割り切れない場合は端数金額を初回で調整します。最長の返還回数6回を選択した場合、1回の最低金額は、奨学金の総額が36万円の場合は6万円、72万円の場合は12万円になります。

月賦・半年賦併用 と を併用する場合も、月賦又は半年賦による返還額はそれぞれ均等額が基本となります。

月賦返還回数により半年賦の回数が異なりますのでご注意ください。

月賦回数 (初回を含む)	半年賦の回数
1～4	0
5～10	1
11～16	2
17～22	3
23～28	4
29～34	5
35～36	6

(3) 口座振替による返還

奨学金規程第 15 条第 3 項により、奨学金の返還は口座振替（自動引き落とし）で行います。
「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を事務局から送付しますので、必要事項を記入し、金融機関お届け印を捺印のうえ期日までに返送してください。「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の 3 枚目の本人控は返還が完了するまで大切に保管してください。

(4) 口座振替日

振替日は毎月 1 日です。1 日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日になります。
振替日に残高不足にならないよう残高を確認し、振替日の前日までにご入金をお願いします。

(5) 振替不能となった場合

当月分が残高不足等により振替不能になった（引き落としできなかった）場合は、翌月の振替日に当月分とあわせて振り替えます。「奨学金 口座振替不能通知書」によりご確認ください。

翌月も振替不能になった場合は、奨学生 及び連帯保証人の方へ督促します。電話により連絡を取る場合は、勤務先も対象とします。

(6) 延滞金

奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することがあります。

2 繰上返還

繰上返還を希望する場合は、「奨学金 繰上返還申込書」により、遅くとも、繰上を希望する振替月の2ヶ月前までに申請してください。

3 返還猶予

奨学生本人が、災害、傷病、又はその他やむを得ない事由により返還が著しく困難となったときは、「奨学金 返還猶予願」を提出することにより、奨学金の返還期限の猶予が認められる場合があります。

(1) 添付する証明書

猶予を希望する振替月の2ヶ月前までに、「奨学金 返還猶予願」に下記の証明書を添付して提出してください。

事由	証明書	発行者
1. 災害	被災証明書 又は 罹災証明書	市区町村長 消防署長
2. 傷病	治療期間を記した診断書	医師
3. その他	内容によって異なりますので、 お問い合わせください	

(2) 猶予期間

猶予期間は1年以内、さらに事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができます。ただし、猶予できる期間は通算して3年を限度とします。

(3) 猶予の承認

猶予を承認した場合は、奨学生及び連帯保証人に「返還猶予承認通知書」を送付します。通知を受けた後に、奨学生は速やかに、新たな返還期間での「返還計画書」を提出してください。

4 返還免除

下記の事由に該当する場合、「奨学金 返還免除願」に証明書類を添付して提出することにより、奨学金の返還の免除が認められる場合があります。

免除が決定した場合は、奨学生又は相続人並びに連帯保証人に「奨学金 返還免除決定通知書」を送付します。

事由	証明書
1. 奨学生本人の死亡	死亡の事実を記載した戸籍抄本、個人事項証明書又は住民票
2. 心身の障害により返還不能となったとき	障害の状況を記した診断書 及び 連帯保証人も返還することができなくなった事情を証明する書類
3. その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき	内容によって異なりますので、お問い合わせください

5 返還状況の通知

原則として毎年 1 回 10 月頃に返還期間、返還済金額、返還残額を記した「奨学金 返還状況通知書」を送付します。また、返還が完了したときは「奨学金 返還完了通知書」を送付します。

6 各種変更手続き

届け出に変更があった場合には、必ず下記書類をご提出ください。

奨学生の休学、復学、転学、退学、停学等の処分、氏名変更、住所変更、勤務先変更
変更届（本人） 添付書類：氏名変更の場合は戸籍抄本
住所変更の場合は住民票

連帯保証人の住所変更等、連帯保証人の（交代）変更
変更届（連帯保証人）添付書類：住所等変更があった連帯保証人の住民票の写し
新連帯保証人の印鑑登録証明書